

能代市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う秋田県内への就職を支援するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う能代市地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して本市に移住する見込みの者に対し予算の範囲内で交付する、能代市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、秋田県が定める第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

2 この告示において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

3 この告示において「勤務地限定型社員」とは、勤務する地域が秋田県内に限定されている社員をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、申請時において、これらの要件をいずれも満たす者を交付対象者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるいずれの要件も満たす者であること。

ア 移住元に関する要件（次に掲げる事項をいう。）の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度（以下「卒業年度」という。）において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）の大学の学部に原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件（次に掲げる事項をいう。）の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に（ア）の内定企業に就職し、転入日から5年以上継続して本

市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件（次に掲げる事項をいう。）の全てに該当すること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） （ア）及び（イ）に掲げるもののほか、県又は市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件 次に掲げるいずれの要件も満たす者であること。

ア 就業先に関する要件（次に掲げる事項をいう。）の全てに該当すること。

（ア） 勤務地が秋田県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

（ウ） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ） 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（オ） 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件（次に掲げる事項をいう。）の全てに該当すること。

（ア） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ） 勤務地限定型社員として採用予定であること。

（対象経費）

第4条 支援金の対象経費は、卒業年度の10月1日以降に内定があつた前条第2号アの要件に該当する企業への就職活動のうち、当該卒業年度の6月1日以降に行われた採用面接等を受けるために要した任意の1回分の交通費（原則、公共交通機関の利用に要した費用に限るものとし、公共交通機関が利用できない等特段の事情によりタクシーの利用がやむを得ないと市長が認めた場合は、タクシーの利用に要した経費を含む。）とする。

（交付金額）

第5条 支援金の額は、対象経費から、企業・団体等から受けた補助額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1万7,220円を上限とする。

(交付回数)

第6条 支援金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、能代市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 内定証明書(様式第2号)

(2) 在学証明書

(3) 交通費の領収書又はその写し

(4) 本人確認書類の写し

(5) 次に掲げるいずれかの書類

ア 住民票の写し

イ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び卒業年度の複数月の家賃の振込明細書又は引き落とし履歴が確認できる書類

ウ 卒業年度の複数月の公共料金の領収書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行うことができる期間は、当該申請に係る企業の内定を受けた日から当該日が属する年度の2月15日までの間とする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、能代市地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた申請者に対し、支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、能代市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当した場合は、当該各号に定める額(その額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額)の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの要件に該当した場合 支援金の全額

ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 前条に規定する報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合

ウ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

エ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

オ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3月以内に秋田県内の別の企業に就業する場合を除く。）

カ 転入日から3年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合

(2) 転入日から3年以上5年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合
支援金の半額

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

能代市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

能代市長 様

能代市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、能代市地方就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、交付決定を受けた場合は、その決定額を請求します。
 ※この申請書は、能代市において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、同支援金の交付請求書として取り扱います。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	(印)	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面1「能代市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面2「能代市地方就職学生支援金交付事務に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、能代市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

5 支援金振込先 ※交付決定の場合

金融機関名		店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	フリガナ	
口座番号		口座名義	

【市記入欄】	管理コード		
交付決定日（請求日）	年 月 日	交付決定額（請求額）	円

1 能代市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 【1】 能代市地方就職学生支援金交付要綱第10条に基づく報告及び立入調査について、市から求められた場合にはそれに応じます。
- 【2】 同交付要綱第11条に基づき、以下の場合に、地方就職学生支援金の全額（（7）にあつては半額）を返還します。
- （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - （2）【1】に規定する報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合
 - （3）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - （4）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
（ただし、申請時に既に能代市に住民票がある場合を除く。）
 - （5）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合
（ただし、退職日から3月以内に秋田県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - （6）転入日から3年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合
 - （7）転入日から3年以上5年未満に本市以外の市区町村に転出した場合

2 能代市地方就職学生支援金交付事務に係る個人情報の取扱い（同意事項）

- 【1】 秋田県と県内市町村が共同で実施する地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために市が利用すること。
- 【2】 市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。
- 【3】 適正な執行に必要な範囲内で、申請者の住民基本台帳の情報を市が取得すること。

申請者名

内定証明書

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

能代市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

記

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	事業所所在地と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所および会場名を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

※裏面あり

3 就業条件等

入職予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※
	<input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※
	<input type="checkbox"/> 勤務地が秋田県内である。 <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

4 要件等確認事項 (内容を確認し、該当する項目にチェックしてください。全ての項目の要件等を満たす必要があります。)

<input type="checkbox"/>	当事業所は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではありません。
<input type="checkbox"/>	当事業所は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではありません。
<input type="checkbox"/>	当事業所は、官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではありません。
<input type="checkbox"/>	当事業所は、内定者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等ではありません。

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、能代市地方就職学生支援金を申請いたします。

申請者氏名：

様式第3号（第8条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

能代市長 印

能代市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった能代市地方就職学生支援金については次のとおり交付（不交付）を決定したので、能代市地方就職学生支援金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 補助金等の名称 | 能代市地方就職学生支援金 |
| 2 交付決定額 | <u>一金</u> 円 |

（不交付理由）